

産業建設委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

昨今、持続可能な社会の実現は喫緊の課題であり、その根幹をなすのがエネルギー問題である。地球温暖化の進行、化石燃料依存のリスク、頻発する自然災害などにより、エネルギー源の多様化と再生可能エネルギーの導入が強く求められている中、クリーンで枯渇することがない太陽光発電は、再生可能エネルギーの主力として世界でも導入が進められている。

国においては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入を掲げており、FIT制度（固定価格買取制度）などの支援策を通じて、その普及を推進している。特に、近年では地域共生型の太陽光発電施設の導入が重視され、地域住民との合意形成や災害への強靱化、地域経済への貢献といった多角的な視点からの取組が求められている。

三重県においては、国の動向と歩調を合わせ、「三重県新エネルギービジョン」において、「エネルギー・イノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力の向上」を基本理念に掲げ、我が国の抱えるエネルギーの課題に地域から積極的に貢献していくという考え方を示している。また、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」では、太陽光発電施設の設置にあたり、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等が示されており、そのような中で再生可能エネルギーの導入と利用促進に取り組んでいる。

本市においても、「亀山市環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策の推進や再生可能エネルギーの導入促進に取り組まれているが、一方で、近年、急速に進む太陽光発電施設の設置は、その規模や立地など地域によっては、景観や環境への影響、災害時のリスクなどの防災の問題、電波障害、地域住民の生活への影響など様々な課題も生じている。

以上のことから、太陽光発電施設について、市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について、所管事務調査を行った結果をまとめたものである。

【現状把握】

当委員会では、太陽光発電施設の設置について現状把握をするため、産業環境部に対し、太陽光発電施設設置に伴う関係法令やガイドライン、亀山市の太陽光発電施設の現状と取組について資料を求め、聞き取りを行った。

1 太陽光発電施設設置に伴う関係法令、ガイドライン等について

太陽光発電施設の設置は、その規模や設置場所、形態によって多岐にわたる法令やガイドラインの適用を受ける。これらを遵守することは、適正な事業実施と地域との共生を図る上で不可欠となっている。国では、電気事業法、自然環境保護法、森林法、農地法、建築基準法などの基本的な法令に加え、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法・FIP法）において、事業認定や設備認定、電力系統への接続等に関わる重要な枠組みが定められている。また、環境影響評価法は、一定規模以上の開発行為に環境影響評価を義務付けており、地域の生態系や景観への配慮が求められる。

また、環境省や資源エネルギー庁からは、これらの法令に基づく詳細なガイドラインが示されており、安全性の確保、廃棄物の適正処理、地域との合意形成など、事業者が遵守すべき事項が具体的に示されているほか、適切な立地選定、災害対策、地域住民への説明義務などが定められている。

また、三重県では、比較的日照条件に恵まれた良好な地域特性を生かし、太陽光発電の導入が促進されており、太陽光発電施設の適正導入を推進するため「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」が策定されている。太陽光発電施設の設置に伴い、防災・環境・景観上の懸念が生じ、地域住民との関係が悪化するなど様々な問題が顕在化していることから、事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重県の豊かな自然環境との調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的としている。対象となる施設規模は、出力50kw以上の太陽光発電施設であり、関係法令や条例の遵守、適正な保守点検や維持管理の実施、事業終了時の廃止届の提出、地域住民への配慮とコミュニケーションを図ることなどが義務付けられている。

本市においても、独自の環境政策や土地利用計画に基づき、太陽光発電施設の設置に関する指導が行われているが、関係法令やガイドラインは、太陽光発電施設の

適正な導入と管理を通じて、地域環境の保全、住民の安全・安心、そして持続可能な社会の実現を目指すもので、事業者は、これらの規制を十分に理解し、地域住民との円滑なコミュニケーションを図りながら、責任ある事業運営を行うことが求められている。

2 亀山市の太陽光発電施設の現状について

(1) 太陽光発電施設の設置状況

①森林伐採を伴う太陽光発電施設（森林伐採関係）

太陽光発電施設の設置に伴い、北伊勢地域森林計画の対象の森林を伐採する際には、事前に市に 0.5ha 以下の伐採については届出の提出が必要となる。また、0.5ha を超える場合は県に林地開発許可が必要となる。

年度	届出件数	伐採面積 (ha)
R1	1	0.4731
R2	4	0.71
R3	5	1.015
R4	6 (1)	5.21 (4.1)
R5	4	1.26
R6 (12 月末現在)	4	0.52

※ () 林地開発による届出件数、伐採面積

②農地転用を伴う太陽光発電施設（農地転用関係）

太陽光発電施設の設置に伴い、農地を転用する際には、事前に市及び農業委員会の農地転用の許可申請が必要となる。

【野立太陽光発電】

年度	許可件数	転用面積 (㎡) 農地のみ
R1	64	83,310
R2	26	35,942
R3	17	23,876
R4	36	59,866
R5	37	81,661
R6 (12 月末現在)	36	48,619

【営農型太陽光発電設】

年度	パネル下部の作物	農地面積 (㎡)	転用面積 (㎡) 支柱部分のみ
H27	玉竜	2,077	1.08
H30	玉竜	1,965	3.42
R3	芍薬	3,927	12.75
R3	榊	4,374	1.68

④パネル面積 1000 ㎡を超える太陽発電施設（景観関係）

パネル面積が 1,000 ㎡を超える太陽光発電施設の設置については届出が必要となる。

年度	届出件数	敷地面積 (㎡)
R1	0	0
R2	1	3,379
R3	14	112,131
R4	8	43,476
R5	3	22,223
R6 (12 月末現在)	7	55,481

⑤土地の区画形質の変更を伴う太陽光発電施設（環境保全条例関係）

年度	届出件数	敷地面積 (㎡)
R1	1	3,384
R2	0	0
R3	1	77,858
R4	0	0
R5	1	12,037
R6 (12 月末現在)	3	41,012

⑥出力50kw以上太陽発電施設（三重県ガイドライン関係）

再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定申請を行う出力50kw以上の太陽発電施設を対象とし、事業者から市や県に対し事業概要書の提出が必要となる。

年度	概要書提出件数	事業地の面積（㎡）
R1	8	38,443
R2	15	55,305
R3	9	110,261
R4	4	20,763
R5	0	0
R6 (12月末現在)	3	29,626

（2）亀山市の太陽光発電施設設置に関する取組状況

①太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

太陽光発電施設は、その面的な広がりから、相当距離が離れた場所からも視認され、場合によっては広大な敷地がパネルで埋め尽くされたような印象を受ける。また、反射により周囲の景観から浮き立つなど目立つことも懸念される。これらのことから、太陽光発電施設の設置に当たっては、景観への影響をできる限り回避、低減するための工夫や対策を講じる必要がある。このガイドラインは、太陽光発電施設の設置に関し、亀山市景観計画に定める景観形成基準への適合のために留意すべき基本的事項を取りまとめたもので、設置者（事業者）がこのガイドラインに沿って、設置計画を進めることで、地域の良好な景観の形成に寄与するために定められたものである。

（3）太陽光発電施設設置に関する課題について

国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっている。

しかし、一方で、太陽光発電施設の設置件数の増加とともに、地域住民と事業者との間で設置に関するトラブル事案も増加している。こうしたことから、国は、令和6年4月に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」を

改正し、また、改正を受けて、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）の策定や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（三重県）が改定され、県内の多くの自治体及び事業者が活用している。

しかしながら、近年の設置状況は、低圧電源や非 FIT/FIP の太陽光発電施設が増加しており、ガイドライン適用外の施設のため法的拘束力が全くなく、地域住民からの相談やトラブルに対する対応に苦慮している現状である。このことから、再生可能エネルギーの普及促進を図る一方で、三重県が関係部局と連携して条例を制定することにより、行政の関与による法的拘束力を持たせることで、地域住民と事業者とのトラブルを未然に防止されるよう令和 6 年 12 月 2 日付け三重県都市環境保全対策協議会から三重県知事に対し要望書が提出された。

【各所管部署における課題】

①排水機能等について

太陽光発電施設の設置によって雨水の地中への浸透が妨げられることにより、開発前の土地に比べ、雨水の流出量や流下速度が増大し、地表の侵食、洗掘等による土砂流出、斜面の崩壊を助長するおそれがある。

また、平坦地においては、敷地内から雨水等が適切に排水されず、滞留してしまう状況も確認されている。太陽光発電施設を設置することで排水が増えて農業用水路に流入することがあり、水路等の破損や越水被害の問題が生じている。

②法面保護について

太陽光発電施設が傾斜地に設置される場合は、土砂の流出や崩壊等の災害のリスクが想定される。そのため、表面緑化や構造物工による法面保護、擁壁の設置等による斜面崩壊防止策によって、法面の安定性を確保するための措置が講じられるよう担保する必要がある。

③太陽光発電施設設置後の管理について

太陽光発電施設が設置された後、適切な維持管理がなされないことにより、雑草の繁茂等、周辺環境の悪化につながるおそれがある。そのため、開発段階における維持管理計画の策定及び実施体制の構築が適切に行われるとともに、供用開始後は、これらの計画及び体制に基づき、太陽光発電設備等が適切に維持管理されることを担保する必要がある。さらには、太陽光発電事業の廃止後については、可能な限り速やかに太陽光パネル等の撤去及び処分が行われる必要がある。

④地域住民への説明について

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインによると、事業者は、地域

住民とのコミュニケーションを図るに当たり、事業概要書等を用いて説明するよう求めるとともに、太陽光発電施設の設置の関心度も高いことから、地域住民への事業説明を行うよう事業者に依頼している。

⑤法令に基づく手続きの徹底

文化財保護法第93条の規定に基づく、「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘の届出書」の提出について、太陽光発電施設の設置に当たり、造成工事(切土・盛土)が行われる場合、提出書類に明記が必要となるが、届出書類に明記がなく工事を行っている場合がある。

3 三重県内他市における推進、規制の現況について

(1) 他市における推進の現況

再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対して補助金を交付している。

自治体名	概要
桑名市	桑名市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋住宅用蓄電池
いなべ市	いなべ市太陽光発電設備等設置費（個人・事業者向け）補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 対 象 者：事業者 対象設備：事務所又は事業所用太陽光発電設備、事務所又は事業所用太陽光発電設備＋蓄電池
四日市市	四日市市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 四日市市スマートシティ構築促進補助金 対 象 者：個人 対象設備：太陽光発電設備、燃料電池設備、家庭用定置型蓄電池、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、地中熱ヒートポンプ、電気自動車等充給電設備、電気自動車等充電設備、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）
鈴鹿市	鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池

津市	津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 津市新エネルギー利用設備設置費補助制度 対 象 者：市内で、個人住宅、共同住宅、事業所または自治会集会所に対象設備を設置する人 対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、小型風力発電システム、太陽光発電システム＋定置型蓄電池 太陽光発電システム＋電気自動車等充電設備（V2H）
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備等設置（個人向け）補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
名張市	名張市太陽光発電設備等設置（個人向け）補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
松阪市	松阪市太陽光発電設備等設置等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
伊勢市	伊勢市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
鳥羽市	鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
志摩市	志摩市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 対 象 者：事業者 対象設備：事業所用太陽光発電設備、事業所用太陽光発電設備＋蓄電池
尾鷲市	尾鷲市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池

(2) 他市における規制の現況

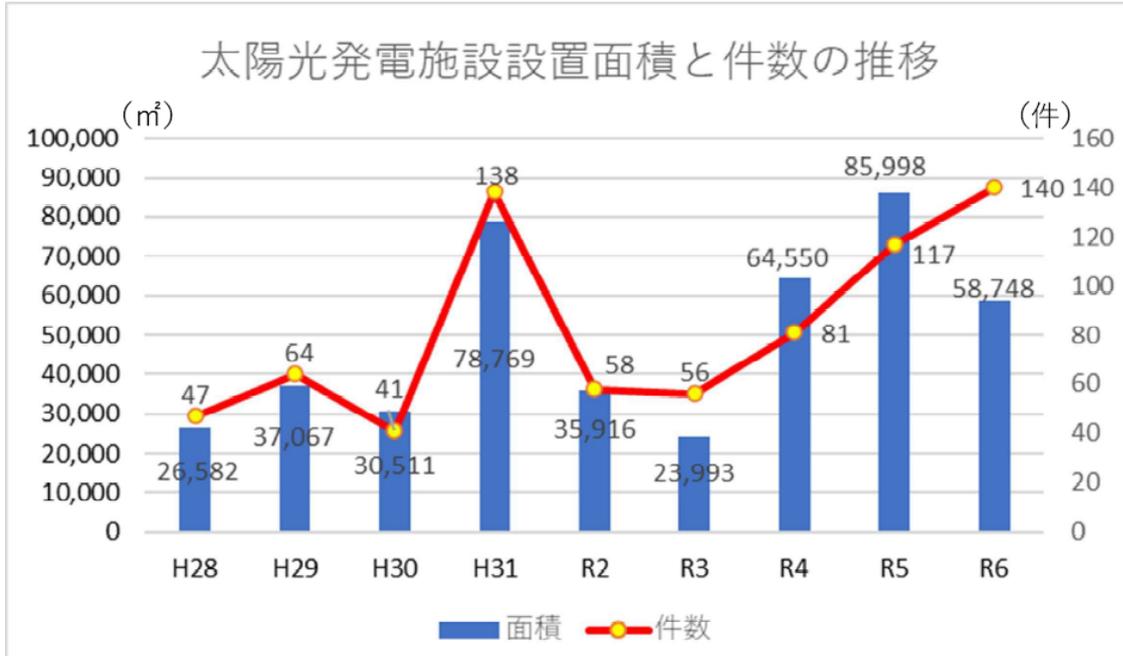
太陽光発電施設の設置に伴い、防災、環境、景観上の懸念が生じ、様々な問題等が顕在化していることから、安全、安心な暮らしと自然環境と調和がとれた太陽光発電設備の適正な導入を図ることを目的としている。

自治体名	名称	制定日又は施行日
三重県	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン 太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 29 年 6 月 30 日 平成 29 年 1 月 6 日
亀山市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	令和 3 年 1 月 25 日
四日市市	四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン	平成 30 年 4 月 1 日
鈴鹿市	鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン	令和 6 年 4 月 1 日
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱	平成 28 年 3 月 15 日
名張市	名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例	令和 2 年 3 月 30 日
津市	津市景観計画で届出対象	平成 28 年 4 月 1 日
松阪市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 30 年 4 月 1 日
伊勢市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 29 年 11 月 22 日
鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	平成 30 年 3 月 27 日
志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例 志摩市太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン 志摩市小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン	平成 29 年 6 月 26 日 平成 31 年 4 月 1 日 平成 29 年 12 月 1 日
尾鷲市	尾鷲市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和 6 年 6 月 10 日
熊野市	熊野市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	平成 31 年 1 月 15 日

4 市内の太陽光発電施設の設置状況について

遊休農地調査結果及び農地法第5条の規定による許可申請受付状況の調査を行うため、平成28年度から令和6年度までの申請状況について執行部に資料を求め、当委員会において分析し、整理した。

(1) 市内の太陽光発電施設の設置面積と設置件数



(2) 地域別の太陽光発電施設設置状況の推移

年度別地区別データ (面積順)

大字	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	計
関町新所	3	3.0	3	51	3.0		8	19	20	70.584,91
雨尾町		4.0	4	45	2.0		15	2	7	43,219.00
安坂山町			1	3		6	15	5	18	38,029.50
関町木崎	4	5.0	2	3		5	15	1	9	36,910.00
関町鷺山		5.0	1	1				22	2	28,697.00
加太北在家			1	6	11.0	5	3			26,849.00
布気町			5	3	1.0		11	5	5	25,059.00
加太中在家		13.0	6			10		2		16,456.91
川崎町	3	19.0			1.0	4	1	1	6	15,315.00
関町古殿				4	28.0	1		1	4	13,047.05
小下町	24									12,097.61
田村町		5.0		2			1		8	12,076.00
大岡寺町		1.0	10					6		10,517.95
阿野田町			3						3	9,750.00
関町白木一色				2				21		8,963.00
小川町								5	7	7,567.00
関町坂下								4	3	5,783.89
野村一丁目						2			2	5,709.00
櫛世町	2					2		7		5,470.00
関町萩原									6	4,361.00
楠平尾町									16	4,320.00
野村二丁目					2.0	2	3			4,265.30
亀田町		7.0							2	4,053.00
加太板屋			1	9	1.0	9	1.4		9	3,829.85
下庄町	2		2	2						3,159.00
安知本町								6		3,089.00
辺法寺町						1				2,876.00
井尻町	1			3						2,366.00
菅内町									6	2,221.00

【行政視察】

本市では、事業区域が1,000㎡以下・発電出力が50kW未満の小規模太陽光発電施設が多く見られ、特に耕作放棄地を活用した個人や事業者による設置が、近隣住民や自治会への十分な説明もないまま進められている現状であります。三重県に準じた指導要綱やガイドラインは、法的拘束力に限界があり、こうした開発を十分に抑制できていない。このような太陽光発電施設をめぐる地域課題と本市の対応状況を踏まえ、都市計画、景観、防災といった多角的な視点から条例による規制や合意形成のあり方を学び、市民の良好な生活環境を守るための「適切な推進と抑制のバランス」について理解を深めることを目的として、令和7年5月21日から22日にかけて、山梨県北杜市と長野県上田市を訪問し、行政視察研修を実施した。

1 山梨県北杜市

(1) 現状と主な取組

山梨県北杜市では、再生可能エネルギーの導入に伴う地域課題への対応として、平成26年に「太陽光発電設備設置に関する指導要綱」を策定し、平成29年には市民からの強い要望を受け、「再生可能エネルギー発電設備に関する検討委員会」を設置し、令和元年7月には「太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」が施行された。条例では、土砂災害警戒区域や景観・自然環境の保全が必要な区域を「特定区域」として明確化し、こうした区域への立地に対しては制限や慎重な検討を求めており、特に、発電出力10kW以上の設備を対象に、独自の設置基準を定めている点が大きな特徴である。

(2) 課題

課題としては、多くの事業用地が借地であることに起因する管理や責任の所在の曖昧さや、固定価格買取制度（FIT）の期間満了により、今後の事業採算性の確保が難しくなる可能性などが挙げられ、条例に基づく適切な立地規制の運用と、地域住民との合意形成を重視する姿勢が示されていた。

(3) 所感等

特に、発電出力10kW以上の全ての設備を市長の「許可制」とする制度は、無秩序な拡大を効果的に抑止しており、非常に強力かつ実効性のある仕組みだと感じた。また、PPA方式を活用した公共施設の屋根への太陽光発電設備導入による地産地消モデルは、防災力の向上と経費削減を両立させる先進事例として、行政主導の再生可能エネルギー推進策として非常に参考になった。

2 長野県上田市

(1) 現状と主な取組

長野県上田市では、平成24年に固定価格買取制度（FIT）が開始されたことを契機に、太陽光発電設備の設置が急速に拡大した。これを受け、市は平成27年に「太陽光発電施設の設置に関する指導要綱」、平成29年には「太陽光発電設備設置ガイドライン」を策定し、設置ルールの整備を行った。

しかし、これらの基準には法的拘束力がないため、実効性に限界があるという課題があったことから、平成30年に市民団体から条例制定を求める請願が市議会に提出され、市としても同年中に国に対し意見書を提出した。その後、令和元年8月には学識経験者等による有識者会議が設置され、議論を経て「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」が制定された。本条例では、大規模な山林開発を伴う太陽光発電設備の設置を抑制し、環境保全と調和の取れた再生可能エネルギーの導入を目指している。

(2) 課題

課題としては、小規模な野立て設備（発電出力10kW以上50kW未満）については市による対象施設の把握が難しく、適切な管理が課題となっている。また、設置工事完了後に提出が求められている「完了届」が未提出のままとなっている案件が存在していることや市からの完了確認通知や指摘事項に対して、事業者からの是正報告が行われないケースがあることが挙げられる。

(3) 所感等

上田市の「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」では事業区域が1,000㎡以上・発電出力50kW以上の案件に対し、市長協議、住民説明会、地域協定の締結、工事完了届の提出、行政の立ち入り調査などを義務付けており、景観・防災・住環境に配慮した抑制的な仕組みを整えています。部局横断で環境政策課と都市計画課が役割分担している点も、推進と規制のバランスを取る上で参考になった。

一方で、条例の適用外である発電出力が10kW以上50kW未満の「野立て」設備については把握や指導が難しく、規制の限界も伺えました。住民説明会を義務付けることでトラブルが減少していることから、地域合意形成の重要性を改めて認識した。

3 視察全体を通じて

本市では、事業区域が1,000㎡以下・発電出力が50kW未満の小規模施設が多く、特に耕作放棄地などを利用した個人や中小事業者による無秩序な設置が進んでいる実情があり、住民説明・合意形成の義務化や条例による規制と事業者への義務付け、特に発電出力10kW以上を対象にした許可制導入は、北杜市の先例に倣うべきと感じた。

【亀山市自治会連合会川崎支部及び野登支部との意見交換】

令和7年8月21日に亀山市自治会連合会川崎支部及び野登支部と「太陽光発電施設とまちづくり」をテーマに意見交換を行った。

《主な意見等》

○太陽光発電施設を設置における課題

- ・太陽光発電施設設置申請を市は認めているのが現状である
- ・管理会社が草刈りを行わないなど管理状況が非常に悪い
- ・事業者から設置工事予定等の連絡はなく、突然文書で実施日直前に通知される
- ・お茶畑に太陽光発電施設が設置されているが、表面だけ伐採しているのでお茶畑の木が伸びてきている
- ・事業者によって地域住民への対応が違う。災害リスクについて、凶面、最高雨量の調査を示し、土砂が流れ出ないように対策するなどきちんと対応してくれる事業者もいれば、一切しない事業者や地域住民への説明が不十分な事業者もいる
- ・農業従事者は高齢者が多く、獣害対策も根本にあるため、太陽光発電施設の設置は今後も進んでいく
- ・設置事業者が転売することで、所有者不明となり、管理や老朽化した後の施設の放置などの課題がある
- ・40年50年先の将来、子どもたちのことを考えると抑制していく必要がある
- ・覚書は、どこまで入り込んで行っていくのかが課題である
- ・個人と事業者間だけの話ではなく、地域住民への説明が必要であり、地域まちづくり協議会や自治会への説明について市はどのように運用していくのか。見える形で示してほしい
- ・電力会社の電気を使って事業者が利益を得る形になっており、配線や電線の老朽化やメンテナンス費用など、事業者にも負担してもらう必要がある。
- ・銅線の窃盗が多く、窃盗の発生率の高い地域では保険に加入することが難しい

- ・自治会長は土地の立ち合いをするだけで、経営者は不明で、売買なのか賃借なのかわからないため、後々の安心が保障できない
- ・条例を制定するのかどうか方向性を示し、早急に対応する必要がある
- ・市が信用できる事業者を選定するなど、保障できる仕組みが必要である
- ・事業者を信用することができない。転売目的で設置する業者もいる。覚書を交わしても転売されたら覚書の内容が守られない
- ・議会としてはどの方向に動いているのか方向性を明確にしてほしい
- ・電気は必要であるため、太陽光発電は何らかの形で作っていく必要性はある
- ・2年ほど前に太陽光発電施設の設置に関する要望を提出したがほぼ返事をもらえていない
- ・地域が良くなることであれば、地域としても手助けしていきたい
- ・議会の動きが具体的になったら自治会へも教えてほしい
- ・根本的な課題は、農業の後継者がいないことであり、後継者を育てるなど、農業をいかにしてつないでいくかなど、もっと真剣に農業の課題解決を進めるべきである
- ・営農型太陽光発電が出てきており、規制がかからないと1等地の水田も資本さえあれば設置が可能となる
- ・開発であれば市の規制がかかるが、それ以外は全く規制をかけることができないため、太陽光発電施設を設置する際、市が開発行為として取扱いができないのか
- ・山間地は住宅にはなりにくく、どうしても太陽光発電施設という発想になる
- ・耕作放棄地の中で太陽光発電を設置した方がいいところもある。農地としての縛りがあるため外すことも市では考えてほしい
- ・太陽光発電施設設置の推進と抑制の両面について検討してほしい
- ・土地を貸して農地に太陽光発電施設を設置する場合、農地転用するのは地権者となる。使用終了後、雑種地から農地に戻すことは困難である
- ・太陽光発電を住宅以外で設置する場合は申請を必要とするなど、設置事業者に対して手続きを義務付ける方がきちんと管理される

【検討結果のまとめ】

産業建設委員会として、調査・研究テーマに掲げた「太陽光発電施設とまちづくり」について、現状把握、行政視察、意見交換を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1 非FIT設備の規制対象外問題

FIT/FIP認定制度の適用対象外である非FIT設備（出力50kW未満や敷地面積1,000㎡以下の小規模案件が多い）は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の適用外である。また、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」などは、法的な拘束力を持たないため、行政指導に実効性を欠き、適正な維持管理や住民トラブルの防止に十分対応できない現状がある。

2 住民説明と合意形成の不十分さ

事業者による住民説明が形式的に終わっているケースが多く、計画の段階から地域住民に十分な情報が伝わらないまま工事が進む事例が見受けられる。また、事業者による転売が繰り返されることで、当初締結した覚書や地域協定が無効化され、地域の合意形成が形骸化する危険性がある。

3 維持管理・環境影響・撤去担保への懸念

供用開始後、除草作業が行われず雑草が繁茂したり、防草シートが劣化して飛散するなど、維持管理が不十分な施設が存在する。景観の悪化や生活環境への影響に加え、排水不良による越水や土砂流出など、防災上のリスクも高まっている。また、固定価格買取制度（FIT）の満了後や採算悪化時に、施設が放置されるリスクがある。撤去費用や廃棄物処理に関する担保が制度的に不十分であり、最終的に土地所有者や自治体が負担せざるを得なくなる懸念も指摘される。

4 傾斜地や危険区域での設置によるリスク

急傾斜地や土砂災害警戒区域などに太陽光発電施設が計画される事例があり、大雨時の土砂流出・斜面崩壊など重大な災害リスクが懸念される。景観や自然環境への影響も大きく、適切な立地規制が必要である。

5 農地転用と農業機能の低下

農業後継者不足や耕作放棄地の増加を背景に、農地が太陽光発電施設に転用される事例が広がっている。農業の持続可能性が損なわれるだけでなく、景観の変化や農村地域の活力低下にもつながる恐れがある。特に「営農型」と称しながら実態は発電優先となり、農業生産が疎かになる事例も懸念されている。

6 個人財産の活用と地域づくりの調和

太陽光発電施設は個人の財産権に基づく活用である一方、設置場所や規模によっては地域全体の安心・安全・景観に大きな影響を及ぼす。個人の自由な土地利用と公共の利益とのバランスをどう取るかが大きな課題であり、合意形成のプロセスや基準の明確化が不可欠である。

7 行政内部の所管体制の問題

本市では太陽光発電施設に関する抑制と推進の双方を環境課が担っているため、調整機能が不十分となり、住民からの不信感や行政内部での整合性が図れないことが懸念されている。本来、立地規制や災害リスク評価など抑制的観点は他部署が所管すべきであり、体制の在り方が課題となっている。

よって、産業建設委員会として、「太陽光発電施設とまちづくり」について、下記のとおり市長に提言する。

記

1 市独自条例による規制・義務化

(1) 非FIT設備を含めた全設備の規制対象化

50kW未満や1,000㎡以下の案件など非FIT設備についても簡易届出・許可制の対象とし、罰則規定を含む市独自の条例を制定することで、行政の指導に法的拘束力を持たせること。

(2) 住民説明と合意形成の義務化

すべての太陽光発電施設（地上設置10kW以上）を対象に、住民説明会の開催、標識設置、自治会や隣接地権者への書面通知、覚書提出を条例で義務付けること。また、転売時にも協定義務が承継される仕組みを条例で規定し、地域住民の理解と合意形成を制度的に担保すること。

(3) 維持管理・撤去計画と費用担保の義務化

施設設置にあたっては、事業者に対する適正な維持管理の徹底を図り、年次点検・除草・苦情対応を含む維持管理計画と、撤去・現状復帰計画を提出義務とすること。また、撤去費用を保証金・保険・積立金等で担保させ、違反した事業者には是正命令・氏名公表・行政代執行を可能とする規定を設けること。

(4) 傾斜地や災害危険区域・景観区域での設置規制

事前協議と抑制区域の設定を通じて、傾斜地や土砂災害警戒区域・重要景観区域における設置の禁止・制限について規定し、災害リスクを未然に回避することで安全性と環境保全を優先すること。

(5) 個人財産活用の尊重と地域づくりの仕組みの構築

個人財産の活用を尊重しつつ、公共の安全や景観保全との調和を図るための基準を設け、地域住民とのトラブルの未然防止や地域住民の合意形成を前提にした手続・協議の仕組みを整備し、計画的かつ持続可能な太陽光発電施設の導入を進めること。

2 農地保全・農業振興との調和

農地での太陽光発電施設設置については、農業継続を前提とした「営農型ソーラーシェアリング」が推進されているが、すべてを無条件に優先するのではなく、農業委

員会と連携して営農継続の実態を確認したうえで、地域の農業振興とのバランスを見極めながら進めること。

3 行政の所管体制の見直しとチェック機能の強化

太陽光発電施設に関する「推進」と「規制・抑制」を同一部署（環境課）が担う現状を改め、「規制・立地抑制」は他部署に所管を移す体制を構築し、行政内部でのチェック機能の確保により市民の信頼性を高めること。